

広島県告示第百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号	令和四年広島県告示第五百八十四号		
所在地	広島県広島市安佐北区深川八丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	深川八丁目五（二二〇）、 深川八丁目七（四八〇）、 深川八丁目四（四七一一）	土砂災害の自然発生の原因
		急傾斜地の崩壊	土砂災害の自然発生の原因
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	深川八丁目五（二二〇）、 深川八丁目七（四八〇）、 深川八丁目四（四七一一）	土砂災害の自然発生の原因
		急傾斜地の崩壊	土砂災害の自然発生の原因